Z―76 再―D

法人税法　試験問題

〔注意事項〕

1．試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。

2．この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味２時間です。

3．試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。

4．「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。

5．試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。

6．答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。

7．答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。

8．答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。

9．解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。

　なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。

10. 問題文に指示しているものを除き、令和８年４月３日現在の施行法令等によって出題されています。

11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。

12. この問題のページ数は、「Ｄ１～Ｄ８」です。

13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔**第一問**〕 ―50点―

問１（25点）

内国法人である株式会社Ａ（年１回３月末決算法人。以下「Ａ社」という。）は、当期（令和８年４月１日～令和９年３月31日）の前々期（令和６年４月１日～令和７年３月31日）から投資信託Ｘ（外国株価指数連動型特定株式投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に規定する証券投資信託に該当する。）に該当する。）に投資を行っている（以下「本件投資」という。）。Ａ社は、投資信託Ｘを運営する証券会社から、令和９年１月31日に「令和８年分 上場株式配当等の支払通知書（投資信託・特定受益証券発行信託の分配金）」と題する以下の**【記載事項】**が記された書類の送付を受け、同年３月１日に収益分配金額から源泉徴収税額を差し引いた金額がＡ社名義の口座に入金された。本件投資について、以下の⑴及び⑵の問に答えなさい。

【記載事項】

計算期間：令和８年１月１日～令和８年12月31日、収益分配金の支払確定日：12月31日、収益分配金額:1,000,000円、通知外国税相当額等（外国所得税額）:100,000円、源泉徴収税額:150,000円

（注）復興特別所得税額はないものとし、地方税は考慮しないものとする。

⑴　Ａ社の当期における本件投資の収益分配金に係る収益計上について、受取配当等の益金不算入制度の適用の有無にも言及しつつ、説明しなさい。

⑵　当期において⑴の税務上の処理を行った場合における、本件投資の収益分配金に係る源泉徴収税額及び通知外国税相当額等（外国所得税額）のそれぞれの税務上の処理について、法的な理由を付して答えなさい。

なお、源泉徴収税額と通知外国税相当額等（外国所得税額）とで異なる取扱いがある場合には、それらの異同を対比して説明しなさい。ただし、仮決算による中間申告に係る取扱いについては考慮しなくてよい。

問２（15点）

小売業を営む内国法人である株式会社Ｅ（年１回３月末決算法人。以下「Ｅ社」という。）は、当期（令和８年４月１日～令和９年３月31日）中の令和８年６月15日に次の契約①②を新たに締結し、同日に、これらの契約の相手方に対して各契約に基づく支払金額（年額）を一括で支払い、その全額を当期の費用（①賃借料、②業務委託料）として計上している。

	契約の相手方	契約内容	契約期間	支払金額(年額)	その他参考
①	不動産会社X	E社の地方事業所用建物の賃貸借	令和8年7月1日から4年間	1,200,000円	(①②共通) E社による中途解約可能(解約後期間分の支払済金額は返還)の旨の特約が付されている。
②	調査会社Y	E社の属する小売業界の市場動向情報提供サービスの利用	令和8年9月1日から2年間	120,000円	

なお、E社は、契約①②について、翌期以降も当期と同じ上記の一括支払い及び経理処理を継続する予定であり、また、契約①②と同旨の契約内容である他の既存の契約についても、契約①②と同様の一括支払い及び経理処理を行っている。

この契約①②におけるE社の当期の支払金額(年額)について、当期の損金算入額が最も大きくなるよう、その検討過程を法的な理由を付して答えなさい。

問3(10点)

内国法人である株式会社P(年1回3月末決算法人。以下「P社」という。)は、内国法人である株式会社S(以下「S社」という。)を会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社とする株式交付により、P社が保有するS社株式を譲渡し、当該株式交付に係る同号に規定する株式交付親会社である株式会社T(内国法人であり、以下「T社」という。)の株式及び金銭の交付を受けた。この場合において、P社の当期(令和8年4月1日～令和9年3月31日)におけるS社株式の譲渡及びT社株式の取得に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して答えなさい。なお、株式交付の日は令和8年10月1日であるが、その前後において以下の**【事実関係】**がある。

【事実関係】

⑴ P社及びT社のいずれの株主も全て親族関係のない個人株主であり、各個人株主の株式保有割合は1％未満である。株式交付の直後において、P社の株主状況に変化はなく、T社の株主にP社が加わったが、P社及びT社の各株主の株式保有割合は引き続き1％未満である。

⑵ P社は株式交付の直前において、S社の発行済株式総数100株の全てを保有しており、その帳簿価額は1,000,000円(1株当たり10,000円)である。

⑶ T社は株式交付により、S社の発行済株式総数100株の全てを取得し、その株式交付の対価として、T社株式500株及び現金900,000円をP社に交付した。株式交付の日におけるT社株式の1株当たりの株価は8,200円であり、その価格は適正な時価である。

〔**第二問**〕 ―50点―

当社は、冷凍・冷蔵食品製造業を営む内国法人である株式会社(期末資本金50,000,000円、従業員は80名であり、全株式を個人が保有している。)であり、設立以来毎期継続して青色申告書を提出している。また、当社は、中小企業関係租税特別措置の適用が受けられないこととなる租税特別措置法第42条の4第19項第8号に規定する適用除外事業者に該当しない。次の**【資料1】**～**【資料5】**に基づき、当社の当期(令和8年4月1日～令和9年3月31日)における税務上調整すべき金額を計算しなさい。

なお、解答に当たっては、次のとおりとすること。

⑴ **【資料1】**については解答欄の加算・減算欄に該当する税務上調整すべき項目及び金額を記載する。**【資料2】**以降については税務上調整すべき項目、金額(加算・減算の別)及びその計算過程を該当欄に記載し、税務上調整すべき事項がない場合には、その旨及びその理由を該当する計算過程の欄に記載する。

⑵ 別表五(一)の利益積立金額の計算に関する明細書(一部抜粋)を完成させる。なお、答案用紙における利益積立金額の計算に関する明細書の区分欄及び期首現在利益積立金額欄に記載がない項目については適宜記載する。

⑶ 消費税及び地方消費税については考慮せず、処理方法が複数ある場合には、当期の法人税額が最も少なくなる方法を選択する。資料に記載された内容以外の事項については考慮する必要がなく、確定申告に当たっての所定の手続は適法に行われているものとする。

【資料1】

⑴ 当社の当期における法人税等に関する事項は、次のとおりである。

	前期末の納付税額及び還付税額	当期の中間納付税額	修正申告による納付税額	当期末の納付見込額
法人税及び地方法人税	△3,372,400円	4,924,000円	1,796,300円	8,723,000円
法人市民税及び法人県民税	90,000円 △495,100円	510,200円	153,000円	1,283,500円
法人事業税及び特別法人事業税	△1,350,800円	2,301,100円	673,200円	4,223,200円
合計	90,000円 △5,218,300円	7,735,300円	2,622,500円	14,229,700円

⑵ 前期末の法人市民税及び法人県民税90,000円を納付するため、前期に繰り入れた納税充当金90,000円を取り崩した。

⑶ 前期末の還付税額5,218,300円は前期の中間納付税額の一部が還付されたもので、これについては前期において仮払金として処理しており、この仮払金は令和8年7月の還付時にその全

額を消却している。

⑷　当期の中間納付税額7,735,300円は当期の租税公課として計上している。

⑸　令和８年10月に、前期の確定申告書に記載した還付税額が過大であることが判明したことによる修正申告を行っており、この修正申告による納付税額2,622,500円は当期の租税公課として計上している。

⑹　当期末の納付見込額14,229,700円は当期の損金経理により納税充当金として計上している。

⑺　当期末の損益計算書の租税公課には次のものが含まれている。

①　⑸の修正申告に係る法人税に対する延滞税43,600円

②　⑸の修正申告に係る法人事業税に対する延滞金25,100円

③　前期の確定申告により還付された法人税及び法人事業税に係る還付加算金のうち、⑸の修正申告により納付することとなった法人税に係る還付加算金13,900円及び法人事業税に係る還付加算金5,300円

【資料２】

当社は、令和８年12月14日にＸ社（当社との間に資本関係はない。）との間で、国内に所在する次の資産の交換を行っており、この交換によりＸ社に対して交換差金20,000,000円を支払っている。なお、交換譲渡資産の交換時の価額と交換取得資産の交換時の価額はいずれも適正時価である。

交換譲渡資産			交換取得資産	
種　　類	交換直前の帳簿価額	交換時の価額	種　　類	交換時の価額
土地Ａ（面積2,000㎡）	88,062,000円	130,000,000円	土地Ｄ（面積12,000㎡）	165,000,000円
建物Ｂ	39,975,000円	75,000,000円	建物Ｅ	65,000,000円
機械装置Ｃ	12,512,000円	34,000,000円	機械装置Ｆ	29,000,000円

（注１）　交換譲渡資産のうち、土地Ａは平成27年１月27日に取得したものであり、建物Ｂは土地Ａの上に工場として建設（平成27年４月１日に完成し、同日に事業の用に供した。）したものである。機械装置Ｃは令和６年８月に事業の用に供したものであり、前期からの繰越償却超過額が2,788,000円ある。

（注２）　交換取得資産は全て、令和９年１月４日より交換譲渡資産の交換直前の用途と同一の用途に供している。

なお、交換取得資産のうち、建物Ｅ（法定耐用年数31年）は、Ｘ社において土地Ｄの上に建築し、交換直前まで事業の用に供していたもので、事業の用に供した後７年が経過しており、機械装置Ｆ（法定耐用年数10年）は、Ｘ社が新たに購入し、交換直前まで事業の用に供していたもので、事業の用に供した後５年が経過している。

また、建物Ｅ及び機械装置Ｆについて、残存耐用年数を見積もることは困難と認められる。

（注３）　当社は、交換に当たり譲渡経費（土地及び建物の仲介手数料6,314,000円、土地の測量費用806,000円）を支払い、その全額を当期の費用に計上している。土地及び建物への按分計算が必要な場合には、交換譲渡資産である土地及び建物の交換時の価額の比により行うこと。

（注４）　当社は、上記の交換により、交換取得資産の交換時の価額を取得価額とし、交換譲渡資産の交換時の価額と交換直前の帳簿価額との差額を当期の収益に計上している。

（注５）　当社は、当期において、土地Ｄにつき37,128,000円、建物Ｅにつき30,000,000円、機械装置Ｆにつき15,000,000円の固定資産圧縮損をそれぞれ計上し、それぞれ帳簿価額から減額した。また、建物Ｅについては400,000円、機械装置Ｆについては1,500,000円を当期の減価償却費として計上している。

（注６）　償却方法の選定及び償却率等については**【資料３】**⑵及び⑶を参照すること。

【資料３】

⑴　当社の当期末において有する減価償却資産のうち、**【資料２】**以外に検討を要するものは次のとおりである。

種類	取得価額	期首帳簿価額	当期償却費	法定耐用年数
建物Ｇ	20,000,000円	―	570,000円	31年
機械装置Ｈ	28,000,000円	14,933,335円	3,000,000円	10年
器具備品Ｉ	280,000円	―	280,000円	６年

（注１）　建物Ｇは、Ｙ社（内国法人であり、その発行済株式の全てを当社が数年前から保有している。）が建設してその後７年間事業の用に供したものであり、当社は、令和８年６月30日にＹ社からこの建物Ｇを20,000,000円（時価24,000,000円）で購入した。当社は、この建物Ｇの取得に当たり、事業の用に供するための改修を行い、改修後の同年７月20日より事業の用に供している。当社は、この改修に要した費用15,500,000円を当期中に支払い、その全額を当期の修繕費に計上しているが、その全額が資本的支出に該当する。

なお、建物ＧのＹ社での譲渡直前の帳簿価額は20,000,000円である。また、この建物Ｇの再取得価額は50,000,000円であり、当社でその残存耐用年数を見積もることは困難と認められる。

（注２）　機械装置Ｈ（平成24年４月１日以後に取得したものである。）は、当社の製造事業の集中生産を行うために令和９年１月８日に既存の事業場から別の事業場の建物内に移設したものであり、同月中に稼働を再開している。当社は、その移設に伴う運搬費1,250,000

円及び据付費 680,000 円を支払い、それらの全額を当期の修繕費に計上している。

（注 3） 器具備品Ｉは、本社ショールーム用の陳列棚を令和８年 12 月に購入し、同月に事業の用に供したもので、当社は、購入時に別途支払った運賃 60,000 円を当期の荷造運賃に計上し、据置費用 60,000 円を当期の修繕費に計上している。

(2) 当社は、減価償却資産の償却方法の選定について、何ら届出を行っていない。

(3) 平成 24 年４月１日以後に取得された減価償却資産の償却率等は、次のとおりである。

耐用年数	５年	６年	10 年	24 年	25 年	26 年	27 年	31 年
定額法償却率	0.200	0.167	0.100	0.042	0.040	0.039	0.038	0.033
定率法償却率	0.400	0.333	0.200	0.083	0.080	0.077	0.074	0.065
改定償却率	0.500	0.334	0.250	0.084	0.084	0.084	0.077	0.067
保証率	0.10800	0.09911	0.06552	0.02969	0.02841	0.02716	0.02624	0.02286

【資料４】

(1) 当社の前期末及び当期末の貸借対照表に計上されている外貨建取引に係る資産及び負債は次のとおりである。

区分	前期末貸借対照表計上額	外貨建の金額	当期末貸借対照表計上額
普通預金Ｊ	―	105,000 ドル	15,876,000 円
米国債Ｋ	13,200,000 円	120,000 ドル	18,960,000 円
借入金Ｌ	26,820,000 円	180,000 ドル	28,440,000 円
定期預金Ｍ	―	115,000 ドル	17,365,000 円

（注 1） 普通預金Ｊは、当期において国内の金融機関で新たに口座開設したドル建普通預金である。当社は、当期末において為替差損益の計上はしていない。

（注 2） 米国債Ｋ（売買目的有価証券に該当しない。）は、国内の証券会社の口座から令和５年９月１日に購入した米国債（利付債）であり、購入時のレートである１ドル 110 円で円換算した金額を取得価額としている。この米国債Ｋの償還日は令和 12 年８月 31 日である。当社は、当期末において為替差益5,760,000円を計上し、同額を帳簿価額に加算している。

（注 3） 借入金Ｌは、国内の金融機関から令和５年９月１日に 180,000 ドル借り入れたものであり、借入時のレートである１ドル 110 円で円換算した金額を取得価額としている。この借入金Ｌの返済期日は令和 12 年８月 31 日である。当社は、当期末において為替差損 1,620,000 円を計上し、同額を帳簿価額に加算している。

当社は、前期末において為替差損 7,020,000 円を計上し、同額を前期末の帳簿価額に加算していたが、税務上調整を行わなかったため、当期において前期の確定申告について修正申告を行っている。

（注４）　定期預金Ｍは、令和８年９月１日に国内の金融機関で新たに預け入れた定期預金（満期日は令和10年３月31日）であり、当社は、預入時のレートである１ドル151円で円換算した金額を預入時の帳簿価額としている。

⑵　当期末における電信売買相場の仲値は１ドル158円である。

⑶　当社は、外貨建資産等の期末換算方法の選定について、何ら届出を行っていない。

【資料５】

その他、当社の当期末における貸借対照表並びに損益計算書及び製造原価報告書に計上されている科目のうち、留意すべきものは次のとおりである。

⑴　交際費　9,240,000円

①　接待飲食に要した費用　1,680,000円

当期中に行われた接待飲食に要した費用のうち、１人当たり10,000円以下のものが次のとおり含まれている。なお、福利厚生費及び会議費並びに給与等に該当するものはない。

イ　参加者が当社役員と当社従業員だけのもの　180,000円

ロ　仕入先がある海外への出張時に当社役員と現地仕入先関係者が参加したもの　220,000円

ハ　当社が主催したゴルフ大会後に引き続いて行われた懇親会費（ゴルフ大会に参加した当社役員及び取引先の全員が参加したもの）　320,000円

②　その他の交際費　7,560,000円

⑵　売上割戻し　2,387,000円

令和９年２月に得意先に対して年間売上高の一定額を達成するごとに供与した次の物品等の金額であり、毎年、同時期に行っているものである。

①　商品券（１件当たり3,000円）　387,000円

②　旅行券（１件当たり100,000円）　800,000円

③　業務用冷凍・冷蔵ケース（法定耐用年数６年、１台当たり200,000円、得意先において固定資産として事業の用に供することが明らかである。）　1,200,000円

⑶　旅費交通費　660,000円

令和８年８月に得意先を海外旅行に招待した際に随行した当社役員の旅費

⑷　仮払金　120,000円

当社役員に仮払いをした交際費のうち当期末時点で未精算となっているもので、令和９年３月26日に行われた得意先との接待飲食費（参加人数６人）である。

⑸　福利厚生費　1,800,000円

法人名義で契約・加入した場合にはその法人の全従業員・全役員が利用できるスポーツクラブの入会金1,200,000円（当社は令和８年11月に法人名義で契約・加入したもので、有効期間の定めは無い。）及び当期の会費　600,000円

⑹　消耗品費(製造原価報告書)　18,115,000円

当期末における次の未使用品が含まれている。これらの未使用品は、当社が毎期概ね一定程度の数量を購入し経常的に消費するものであり、当社は、これらの未使用品に係る在庫計上を行わない処理を毎期継続している。なお、これらの未使用品は、いずれも１取引単位当たり100,000円未満のものである。

①　軍手、タオル　180,000円

②　作業用工具　　360,000円